

教職 212-3号
平成29年6月9日

各市町村立小・中・特別支援学校長 }
川口市立泉陽高等学校長 } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

「退職手当の概要」について (通知)

標記の件につきまして、別添のとおり通知します。貴校の職員宛てご周知くださいますよう、お願いします。

なお、御不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

※学校支援コミュニケーションサイトでも、本通知内容について掲載しております。

担 当	総務・退職手当担当	春山・高橋
電 話	048-830-6670	
FAX	048-830-4953	

退職手当の概要

平成 29 年 6 月 9 日時点

1. 退職手当の受給者

常勤の教職員が退職した場合、その者に支給されます。

引き続き退職手当が通算される国または他の地方公共団体の公務員となった場合は支給されません。任期付短時間勤務職員は非常勤職員のため、退職手当の支給対象外となります。

2. 退職手当の額

退職日の給料の月額に、退職事由と勤続期間に応じた支給割合を乗じて得た額を「退職手当の基本額」とし、これに「退職手当の調整額」を加えて得た額が退職手当として支給されます。

$$\text{退職手当の基本額}(\ast) + \text{退職手当の調整額}\cdots(3) = \text{退職手当}$$

※退職日の給料の月額…(1) × 支給割合…(2)

(1) 退職日の給料の月額

- 退職日の給料の月額 = 「(給与明細内記載の) 給料の月額」 + 「(教員の場合) 教職調整額」 + 「(給料表 3 級該当者のみ) 3 級加算額」 + 「(特別支援学校勤務又は特別支援学級担当の場合) 給料の調整額」
- 給与明細の欄外に「(参考) 給料表の切替えに伴う経過措置を含まない給料月額」の記載がある場合は、その金額が上記の式の「給料の月額」となります。
- 勤続 20 年以上で、60 歳定年職種の方については 45 歳以上、63 歳定年職種の方については 48 歳以上で勸奨により退職する場合、上記の「退職日の給料の月額」に、定年との年齢差 1 年につき給料の月額の 3% (定年の 1 年前に退職する場合は 2%) を加算します。
詳しくは、下記の表を参照してください。

年齢	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
	(48)	(49)	(50)	(51)	(52)	(53)	(54)	(55)	(56)	(57)	(58)	(59)	(60)	(61)	(62)
加算率 (%)	45%	42%	39%	36%	33%	30%	27%	24%	21%	18%	15%	12%	9%	6%	2%

※ () 内は 63 歳定年職種の場合の年齢。

(2) 支給割合

退職事由 (定年・勸奨・任期满了等) と勤続期間に応じて決まります (別表参照)。

なお、勤続期間とは、職員となった月から退職した月までの引き続き在職期間をいい、次の計算方法により求めます。

○1 年未満の月数の取扱い

- 原則、在職期間が 1 年以上ある場合の 1 年未満の月数は切り捨てます。
例：35 年 10 月 → 35 年
- 在職期間が 6 月以上 1 年未満の場合は、1 年として計算します。

○休職等期間の除算

- 在職期間中、休職 (公務傷病による休職は除く)、停職等の期間がある場合、原則その期間の 1/2 を在職期間から除算します。
例：30 年 1 月のうち、休職期間が 8 月ある場合
30 年 1 月 - (8 月 × 1/2) = 29 年 9 月 → 29 年
- 育児短時間勤務の期間がある場合、その全期間の 1/3 を除算します。
- 通常の育児休業の期間がある場合、子が 1 歳に達した日の属する月までの期間についてはその期間の 1/3、それ以外の期間については 1/2 を除算します。
- 組合専従の休職期間については、全期間を除算します。

(3) 退職手当の調整額

在職期間中の職務の級等に応じて決まります。具体的には、平成8年4月1日から退職日までの在職期間について、その期間の各月ごとに、退職者がどの職務の級等にあつたかによって、下記の表の「職員の区分」とそれに対応する「調整月額」を割り振り、その後で各月の「調整月額」の高い方から60月分を合計します。

勤続期間4年以下の場合は計算した額の1/2に相当する額を退職手当の調整額とします。また、自己都合退職で勤続10年以上24年以下の退職者の場合も計算した額の1/2に相当する額を退職手当の調整額とします。自己都合退職で勤続期間が9年以下の退職者の場合、退職手当の調整額は支給されません。

職員の区分	調整月額	行政職		教育職(一)	医療職(二)	事務職		技能職	
		旧級	新級	教育職(二)	学校栄養職	旧級	新級	旧級	新級
第1号	70,400円	—	10級	—	—	—	—	—	—
第2号	65,000円	11級	9級	—	—	—	—	—	—
第3号	59,550円	10級	8級	4級 (管理職手当1種)	—	—	—	—	—
第4号	54,150円	9級	7級	4級 (上記以外)	—	—	—	—	—
第5号	43,350円	8級	6級	3級 2・特2級 (大卒経験36年超)	—	8級	6級	—	—
第6号	32,500円	7級	5級	特2級 (上記以外) 2級 (大卒経験27年超)	5級 (主査在職5年超)	7級	5級	—	—
第7号	27,100円	6級	4級	2級 (大卒経験10年超)	5級 (主査で上記以外、主任で40歳以上かつ在職10年超)	6級	4級	6級	5級
第8号	21,700円	4・5級	3級	2級 (上記以外) 1級 (大卒経験15年超)	5級 (主任で上記以外) 4級	4・5級	3級	4・5級	4級
第9号	0円	1・2・3級	1・2級	1級 (上記以外)	1・2・3級	1・2・3級	1・2級	1・2・3級	1・2・3級

※旧級：平成18年3月31日以前の給料表による職務の級。

新級：平成18年4月1日以後の給料表による職務の級。

3. 手続・支払方法

所定の「退職手当申立書」を記載の上、必要書類を添えて所属（学校等）へ提出してください。提出後に、申立内容の変更があつた場合は必ず「内容変更報告書」の提出をしてください。

「退職手当申立書」で指定した金融機関口座に退職手当が振り込まれます。

4. 失業者の退職手当

支給される「退職手当」の額が、いわゆる「失業給付相当額」に満たない場合「失業者の退職手当」が支給されます。受給を希望する場合、退職後速やかに申請手続きを行ってください。

支給対象者

- ・勤続期間が12月以上で退職した職員であること
- ・退職手当額が、雇用保険法が適用されるとした場合のいわゆる「失業給付相当額」に満たないこと
- ・退職日の翌日から起算して1年の受給期間内に、失業状態が続く見込みであること

〈別表〉退職事由別退職手当支給割合一覧表

退職事由 勤続期間	自己都合	公務外傷病 任期滿了	定 年 公務外死亡 通勤災害傷病	勸 奨	公務上死亡 公務上傷病 整理退職
6 月未滿	0	0	0.87		(2.7a)
1 年	0.522	0.87	0.87		1.305 (3.6a)
2 年	1.044	1.74	1.74		2.61 (4.5a)
3 年	1.566	2.61	2.61		3.915 (5.4a)
4 年	2.088	3.48	3.48		5.22 (5.4a)
5 年	2.61	4.35	4.35		6.525
6 年	3.132	5.22	5.22		7.83
7 年	3.654	6.09	6.09		9.135
8 年	4.176	6.96	6.96		10.44
9 年	4.698	7.83	7.83		11.745
10 年	5.22	8.7	8.7		13.05
11 年	7.7256	9.657	12.07125		14.4855
12 年	8.4912	10.614	13.2675		15.921
13 年	9.2568	11.571	14.46375		17.3565
14 年	10.0224	12.528	15.66		18.792
15 年	10.788	13.485	16.85625		20.2275
16 年	13.3893	14.877	18.59625		21.663
17 年	14.6421	16.269	20.33625		23.0985
18 年	15.8949	17.661	22.07625		24.534
19 年	17.1477	19.053	23.81625		25.9695
20 年	20.445	20.445	25.55625	25.55625	27.405
21 年	22.185	22.185	27.29625	27.29625	28.8405
22 年	23.925	23.925	29.03625	29.03625	30.276
23 年	25.665	25.665	30.77625	30.77625	31.7115
24 年	27.405	27.405	32.51625	32.51625	33.147
25 年	29.145	29.145	34.25625	34.25625	34.5825
26 年	30.537	30.537	36.1485	36.1485	36.1485
27 年	31.929	31.929	37.7145	37.7145	37.7145
28 年	33.321	33.321	39.2805	39.2805	39.2805
29 年	34.713	34.713	40.8465	40.8465	40.8465
30 年	36.105	36.105	42.4125	42.4125	42.4125
31 年	37.149	37.149	43.9785	43.9785	43.9785
32 年	38.193	38.193	45.5445	45.5445	45.5445
33 年	39.237	39.237	47.1105	47.1105	47.1105
34 年	40.281	40.281	48.6765	48.6765	48.6765
35 年	41.325	41.325	49.59	49.59	49.59
36 年	42.369	42.369	49.59	49.59	49.59
37 年	43.413	43.413	49.59	49.59	49.59
38 年	44.457	44.457	49.59	49.59	49.59
39 年	45.501	45.501	49.59	49.59	49.59
40 年	46.545	46.545	49.59	49.59	49.59
41 年	47.589	47.589	49.59	49.59	49.59
42 年	48.633	48.633	49.59	49.59	49.59
43 年	49.59	49.59	49.59	49.59	49.59
44 年	49.59	49.59	49.59	49.59	49.59
45 年	49.59	49.59	49.59	49.59	49.59

※ () 内は最低保障の支給割合を示し、a は給料、扶養手当及び地域手当の合計月額を示す。

参考 退職手当額の計算例

《例1》定年退職の場合

- 勤続期間 38 年、退職時教育職給料表 (1) 4 級 57 号級の校長
- 教育職 3 級 (教頭) である期間が 84 月、4 級 (校長) である期間が 84 月ある場合

①退職手当の基本額

486,000 円 (給料月額) × 49.59 (支給割合) = 24,100,740 円

②退職手当の調整額

4 級 (校長) に対応する「第 4 号区分」の期間だけで、調整月額の高い方から 60 月分となる。
第 4 号区分 54,150 円 × 60 月 = 3,249,000 円

③退職手当額

① + ② = 27,349,740 円

《例2》勲奨退職の場合

- 勤続期間 31 年、退職時教育職給料表 (2) 2 級 130 号級、53 歳の教諭
- 教育職 2 級 (教諭) で経験 10 年超 27 年以下である期間が 108 月、
2 級で経験 27 年超である期間が 48 月ある場合

①退職手当の基本額

396,800 円 (給料月額) × 1.21 (加算率) × 43.9785 (支給割合) = 21,115,309 円

②退職手当の調整額

調整月額の高い方から 60 月分は、2 級 (大卒経験 27 年超) に対応する「第 6 号区分」が 48 月、2 級 (大卒経験 10 年超 27 年以下) に対応する「第 7 号区分」が 12 月となる。
第 6 号区分 32,500 円 × 48 月 + 第 7 号区分 27,100 円 × 12 月 = 1,885,200 円

③退職手当額

① + ② = 23,000,509 円

《例3》自己都合退職の場合

- 勤続期間 11 年、退職時行政職給料表 3 級 29 号級の主任
- 行政職旧 1・2・3 級・新 1・2 級 (主事) である期間が 96 月、
旧 4・5 級・新 3 級 (主任) である期間が 36 月ある場合

①退職手当の基本額

273,200 円 (給料月額) × 7.7256 (支給割合) = 2,110,633 円

②退職手当の調整額

調整月額の高い方から 60 月分は、旧 4・5 級・新 3 級に対応する「第 8 号区分」が 36 月、旧 1・2・3 級・新 1・2 級に対応する「第 9 号区分」が 24 月となる。

また、自己都合退職で勤続 10 年以上 24 年以下に該当するので、60 月分の合計額の 1/2 が退職手当の調整額となる。

(第 8 号区分 21,700 円 × 36 月 + 第 9 号区分 0 円 × 24 月) × 1/2 = 390,600 円

③退職手当額

① + ② = 2,501,233 円

問い合わせ先 埼玉県教育局教育総務部教職員課

一般の退職手当 048-630-6670 失業者の退職手当 048-830-6665